

議案第五号

中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和八年二月四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十三号）
の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「から第十二号まで」を削り、同項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とする。

第五条第五項中「、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇」を「又は修学部分休業」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

特別区人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」及び他団体等の状況を勘案し、中央区立幼稚園教育職員の給与を改定することに伴い、規則の一部を改正する必要が生じたため、この議案を

提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十三号）

新	旧
<p>（欠勤等日数）</p> <p>第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあつては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあつては三分の一とする。）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあつては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあつては三分の一とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p>	<p>（欠勤等日数）</p> <p>第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあつては二分の一日とし、第十号から第十二号までに掲げる期間にあつては三分の一とする。）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあつては二分の一日とし、第十号から第十二号までに掲げる期間にあつては三分の一とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>十一 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間（職員団体合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第二条第一項第七号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）</p> <p>十二 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>五 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は修学部分休業</p> <p>により勤務しない時間（以下「部分休業により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>	<p>る。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</p> <p>十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</p> <p>十三 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間（職員団体合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第二条第一項第七号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）</p> <p>十四 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>五 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>

新	附 則 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
旧	